被 災 宅 地 危 険 度 判 定 実 施 体 制

【危険度判定の実施】・・・（新潟県被災宅地危険度判定実施要綱より）

1　市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

2　市町村長は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。

3　知事は、市町村長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、支援措置を講じる。

4　市町村長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

5　被災の規模等により市町村が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

6　知事は、市町村長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請することができる。

【危険度判定の実施体制の整備】

実施体制フローにあたっては、以下に示す体系図に基づくものとする。
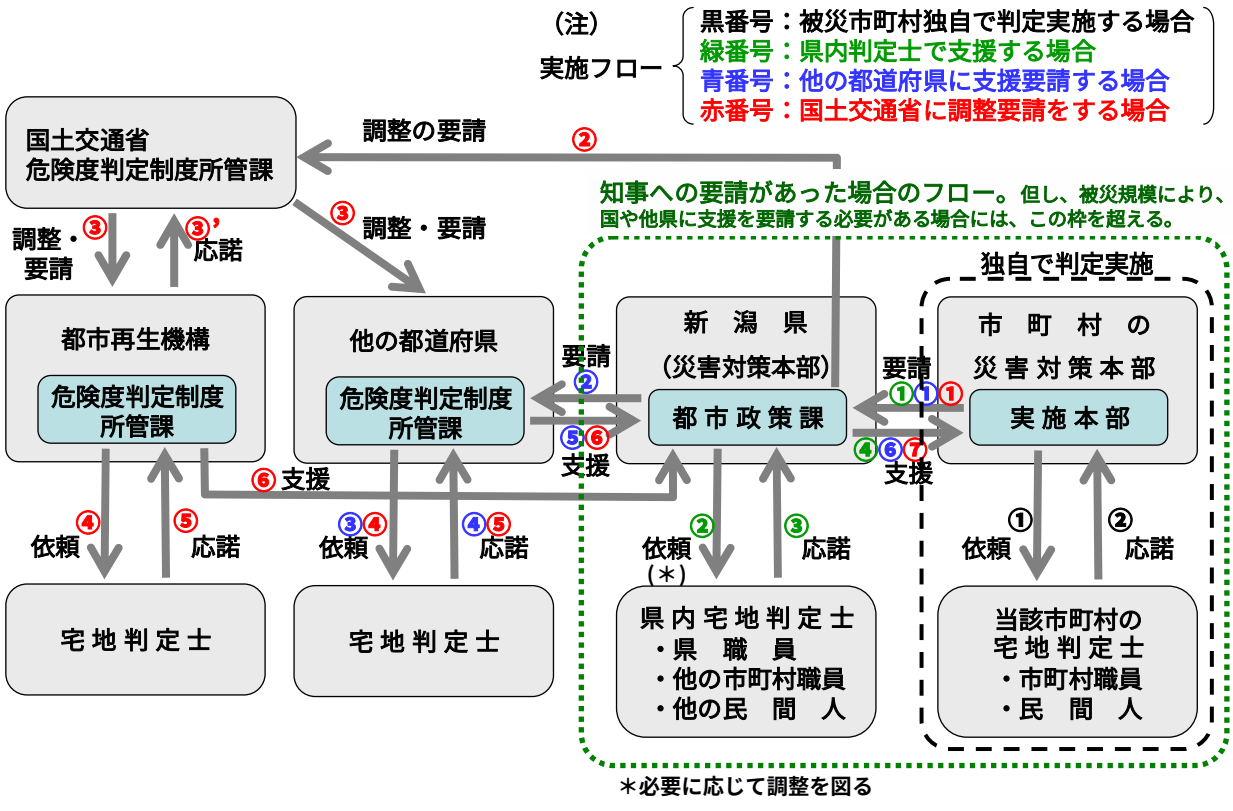
危険度判定実施体系図